

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険指導室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定す
る介護保険法等の一部改正について

計 1 2 枚（本紙を除く）

Vol.378

平成26年6月10日

厚生労働省老健局介護保険指導室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3958)
FAX : 03-3592-1281

老発0610第12号
平成26年6月10日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正
について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。以下「第4次分権一括法」と
いう。)については、平成26年3月14日に第186回通常国会に提出され、
5月28日に可決成立し、6月4日に公布されたところです。この第4次分権
一括法において介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平
成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市
区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、そ
の運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

個性を活かし自立した地方をつくる地方分権改革を推進するために、「事
務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日
閣議決定)を踏まえ、国から地方公共団体へ又は都道府県から指定都市へ
の事務・権限の移譲等を行うこととし、第4次分権一括法により関係法律
の改正が行われた。

このうち、第4次分権一括法による改正後の介護保険法(以下「新法」
という。)の主な改正事項は以下のとおり。

- ①地方厚生局が行っている市町村の地域密着型サービス事業所等の指定

事務等についての報告の徴収、助言又は勧告及び介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に係る業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県に移譲、②指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定等を受けている事業所等」という。）の所在地が一の指定都市の区域内にある事業者に係る業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県から指定都市に移譲。

第2 主な改正内容

1 業務管理体制の整備関係

(1)事業者は業務管理体制の整備に関する届出を行わなければならないが、その届出先について、以下のとおりとすること。（新法第115条の32関係）

- ① 指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者にあつては、事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事
- ② 全ての指定等を受けている事業所等が一の指定都市の区域に所在する事業者にあつては、当該指定都市の長
- ③ 指定等を受けている事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者にあつては、厚生労働大臣
- ④ 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う事業者であつて、指定等を受けている全ての事業所等の所在地が一の市町村の区域に所在するものにあつては、当該市町村長
- ⑤ ①から④のいずれにも該当しない事業者にあつては、指定等を受けている事業所等の所在地の都道府県知事

(2)(1)の①の場合においては、

- ① 届出を受けた都道府県知事は、業務管理体制の整備に関して事業者には報告命令、質問又は立入検査等（以下「検査等」という。）を行う際には、当該事業者の指定等を行った都道府県知事又は市町村長（以下「関係都道府県知事等」という。）と密接な連携の下に行うこと（新法第115条の33第2項関係）
- ② 指定等を行った又は行おうとする都道府県知事又は市町村長は、その指定等に係る事業者の業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、届出を受けた都道府県知事に対し検査等を行うよう求めることができること（新法第115条の33第3項関係）
- ③ 届出を受けた都道府県知事が業務管理体制の整備に関して行った改善命令に事業者が違反したときは、関係都道府県知事等に対し、当該違反の内容を通知しなければならないこと（新法第115条の34第

5項関係)
とすること。

2 市町村に対する指導関係

都道府県知事は、市町村長(指定都市及び中核市の長を除く。以下同じ。)に対し、市町村長が行う介護サービス事業所等の指定事務等について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとすること。(新法第197条第3項関係)

3 その他

地方厚生局の業務の見直しについては、別途、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)の改正を行うこととしている。

また、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法についても、上記と同内容の改正が行われた。

第3 施行期日

平成27年4月1日

改 正 案	現 行
（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事 三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長	（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 （新設）

四 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

五 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、前条第二項第

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密

一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

(報告の徴収等)

第百九十七条 (略)

接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(報告の徴収等)

第百九十七条 (略)

2
(略)

3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

4・5 (略)

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二百三条の四 第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)

(新設)

3・4 (略)

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二百三条の四 第五十六条第四項、第七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第百九十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2
(略)

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第百九十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2
(略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第三十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事 三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の	（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略） 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事 （新設） （新設）

長

四 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

五 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの
市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第百十五条の三十三 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」と

及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、前条第二項第一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

(大都市等の特例)

いう。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 (略)

(勧告、命令等)

第百十五条の三十四 (略)

2・4 (略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。